

なっていた。したがって、低利為替資金による輸入為替手形の取得を抑制し、正貨による返済を義務づけて、本来の目的にそった運用を行なうことが問題となった。

そして、大正3年7月、上記の諸点について、大蔵省、日銀、正金首脳部間で、要旨次のような方針を決定した。

- (1) 日銀の金利を当分引締め状態におく。
- (2) 日銀正貨準備は、今後なるべく経済の実況に応じて増減させる。
- (3) 日銀の正貨吸収策を強化し、外国における本邦社債の募集金等について正貨買入れに努め、無利子、低利貸付などの方法で、上海その他から金貨、金地金を吸収する。
- (4) 日銀は正金に対し、輸出為替に対する融資の返済を、正貨でさしあたり年額最低1,500万円限度ロンドンにおいて納入させ、2～3年後には年額3,000～4,000万円以上に増加させる。
- (5) 日銀の正金に対する輸入為替引当貸出は、正金所有輸出手形中、期限、場所等の関係で担保として提供できないものの金額以内に抑制し、正金の輸入為替の利子歩合を引き上げ、その利益を輸出為替買入れに向けるなどの方法で、輸出為替の購入に努める。

ところが、以上のような方針を決定して間もなく、第1次大戦によって国際金融市場は変調となり、この方針はそのまま直ちに実行できない状況となった。しかし、大戦によって、わが国の正貨事情は一変し、正貨対策は全く新たな観点から問題とされるようになった。それらについては、後述にゆずる。

## 第4章 大蔵省機構の整備確立

明治19年、内閣制度の創立に対応して大蔵省機構は整備されたが、その後、「会計法」をはじめとする主要財政関係法規の制定に見合って、財政の運営体制の合理化が進められた。また議会における野党の政費削減の要請にこたえるため、行政の整理縮減も行なわれて、日清戦争直前の26年までに、大蔵省の機構は相当に縮小された。次いで、日清戦争の軍費調達と戦後経営のために、財政運営の事務が増加し、大蔵省の機構は膨張する傾向となったが、31年、大隈内閣の手で行政改革が実施された。

これらを通じて、大蔵省の機構は、明治30年代前半に、現在の機構のいわば原型ともいうべき形に整備された。この間に、本省では主計、主税、理財の3局が確立され、各局の分掌事項が確定した。また、大蔵省の直轄のもとに徴税機構が創設された。

その後日露戦時にかけて、再び財政運営の必要から大蔵省の機構は膨張するが、この間に専売事業の施行機関が確立し、戦後、海外駐劄財務官制度が創設された。

一方において、35年に第1次桂内閣、42年に第2次桂内閣、大正2年に山本内閣、同3年に大隈内閣が、行政整理を行なって、そのつど、機構、人員が整理削減され、内外局を通じて、執務体制の整備が図られた。

そして、明治20年代に発足した官吏の任用制度が結実して、大蔵次官以下、局課長の主要ポストは、帝国大学出身の高等文官試験合格者によって占められるようになって、大蔵官僚機構が確立した。

## 第1節 大蔵本省の機構

### 1 本省機構の確立

明治19年の内閣制度創設期に1房11局49課を数えた大蔵省の機構は、23年から26年までの約4年間に3回の整理統合が行なわれ、日清戦前には1房3局13課に縮減された。

この26年の整理（明治26年10月勅令第135号）によって、同年11月以降、大蔵省には、官房4課および主計、主税、国債の3局が成立したが、この時の各局の所掌事項は、その前の複雑な機構の急速な整理の結果として、財務行政の機能に必ずしも照応した形となっていなかった。それが明治30年代前半の数次にわたる機構改革によって、日露戦前には、大臣官房に秘書課、文書課、会計課が設置され、主計局は予算、決算及び歳出の統轄を、主税局は国税、関税の賦課徴収及び歳入の統轄を、理財局は国庫金の運用、預金部資金、公債、銀行の監督などの金融行政の統轄を、それぞれ所掌するようになって、現在の大蔵省機構の原型が形成された。

日清戦後の大蔵本省局課の所掌分野確立課程を概説すれば、次のとおりである。

主計局は、26年改正後、予算決算課、国庫課、監督課に分れていたが、30年4月の改正（勅令第120号）によって、旧予算決算課を予算決算課、司計課の2課に分課し、予算決算課に旧監督課の所掌事務を一部加えて、予算決算課は予算、決算の調製、司計課は支払予算を主として管掌した。この主計局の分課体制は、その後大正7年まで変わらなかった。

主税局は、26年改正後、内国税課、海関税課、徴収課に分れていたが、29年4月、葉たばこ専売実施のために調査課が増設され、30年の改正で調査課は葉煙草専売課と改称され、31年11月、外局に専売局が設置されたとき、同課は廃

止された。したがって31年11月以後、主税局は内国税課、関税課、経理課の3課となり、内国税課は国税の賦課を、関税課は関税の賦課及び外国貿易の監督を、経理課は租税の徴収及び税外収入を主として所管した。

理財局は30年4月に新設された。30年には国庫課、国債課の2課に分れ、国庫課は主計局から国庫金の出納管理、預金部資金等国資の運用に関する事務を、また官房第三課から貨幣関係事務を移管された。国債課は旧国債局の公債課、恩給課、備荒儲蓄課の事務を統合して理財局の1課となった。次いで、31年11月から理財局に銀行課が加わった（明治31年10月勅令第257号）。銀行行政は、26年改正以前、銀行局、監督局に属していたが、26年改正後、主として官房第三課の所掌となり、30年に監査局が設置され、監査局銀行課となったが、31年改正によって、国庫、国債両課とともに理財局の所轄となった。なお、30年改正で設置された監査局は、銀行課、監督課の2課で、監督課は、官房第三課、主計局監督課から、鉄道会計の監督、金庫、地方財務の監督行政を継承したが、31年11月監査局廃止のとき、監督課の所掌事務は、予算決算課、内国税課、国庫課に配分された。こうして、31年以降、理財局は、金融行政を一元的に統轄する部局として確立した。

大臣官房は、26年改正で一課から四課までに分課されたが、その所掌事務の中には、旧監査局所掌の銀行行政、貨幣制度、鉄道会計監督などが含まれていた。その後28年9月、30年4月、31年11月の分課の編成替えによって、各課の所掌事務を整理し、これらを銀行課、国庫課、予算決算課に配分して、31年11月には、第一課は機密、人事、官印に関する事、第二課は大臣の命を受けた事項の審議立案、訴訟、訴訟に関する事、第三課は公文書、官報、外国文書翻訳、年報、統計事務の調整、その他庶務に関する事、第四課は大蔵省の所管会計の予算、決算、出納、官有財産、物品の管理、省中取締、築造物の監督などを所管した。

その後、33年4月の官制改正（勅令第161号）で各省に総務局を設置し、次官を総務長官とし、総務局長を兼ね、別に官房長を置くことになって、5月、大

蔵省は旧官房第一課の事務を官房に残して、総務局を設置した。総務局は文書、会計の2課となり、文書課は旧官房第三課を、会計課は同第四課を継承した。官房第二課は廃止された。その後34年11月、会計課は会計、営繕の2課に分れ、営繕課は旧会計課の官有財産の管理及び本省所属工事の施行、築造物の維持などの事務を分掌した。

そして、36年12月、総務局が廃止され、総務長官は次官と旧称に戻り、官房長を廃したとき、旧官房所属の機密、人事に関する事務を所掌する秘書課が新設され、総務局の文書、会計、営繕の3課がそのまま官房に移管された。

こうして大蔵本省の機構は、36年12月に1房3局13課となり、分課の数は26年当時と同じになったが、その所掌事務は、財務行政の運営に即応して、著しく整備されたものとなった。

この間、大蔵省の高等官の官職は、26年当時、大臣、次官、参事官、秘書官、技師の各省共通の官職のほか、総務局所属の高等官は各省共通で書記官であったが、主計局に主計官、主税局に主税官が配置された。さらに29年4月主税局に鑑定官が、30年4月同局に税務監督官が配置された。31年11月の行政改革は、各省の特設の官職を廃止することになったので、主計官、主税官、税務監督官は書記官となった。また、鑑定官、鑑定官補は28年3月に技師、技手と改称された。

なお、31年11月に各省に参与官が設置され、大臣を助けて省務に携わることになった。これにより大隈内閣は、政党人を官吏に任用する途を開いたのであったが、33年4月廃止された。

大蔵本省の定員は26年11月に高等官18人、その他263人、計281人と、19年当時に比べて、大きく減少したが、日清戦時、戦後を通じて財務行政が複雑化し、拡張されるに従って逐次定員を増加し、30年には高等官36人、その他352人、計388人（臨時設置職員を含む）となった。31年11月、大隈内閣の行政改革によってこれを高等官22人、その他244人、計266人までに削減し、その後35年3月、36年12月の整理で、さらに高等官17人、その他192人、計209人と大き

く整理された。36年9月阪谷芳郎総務長官は、「また官制の改革にしても、其時分（明治17年頃）大蔵本省ばかりにたしか1,200人から役人がゐたが、今日は僅々190人に整理せられたのである。」（東京日日新聞）と語っている。明治20～30年代の大蔵本省の行政整理が、いかに抜本的な改革であったかが判る。

## 2 臨時秩禄処分調査局

明治初年に行なわれた家禄、賞典禄の給付について、禄高に対して相当の給与を受けなかったものを、出願によって再審査し不足分を給付するため、明治30年10月「家禄賞典禄処分法」が制定され（法律第50号）、その審査及び再処分を大蔵省で主管することになった。その事務はさしあたって理財局の所掌としたが、その後31年4月、大蔵次官を委員長とし関係各省高等官からなる臨時秩禄処分調査委員会が設置され、同法施行の調査が行なわれ、33年4月、新たに臨時秩禄処分調査局を特設して、理財局に代わってその事務を取り扱わせることになった（明治33年3月勅令第124号）。

臨時秩禄処分調査局は、第一課、第二課、第三課に分れ、第一課は請願の調査、第二課は請願の処分、第三課は文書の編纂その他を所掌した。局長は理財局長の兼任とし、事務官2人、属50人の定員を擁したが、36年12月、属2人の定員を減員した。同局は設置以来、11万余件の請願につき処分案を決定し、38年、その事業を完了したので、11月10日限りで廃止され（勅令第231号）、同時に、臨時秩禄処分調査委員会も廃止された。

なお日露戦後、「家禄賞典禄処分法」による処分の再審査を開始したが、その事務は臨時部局を特設することなく、本省内の課または係で行なった。

## 3 日露戦時、戦後の機構拡充

—臨時国債整理局、国債局、関税局の設置—

日露戦争中、軍費調達、軍資金の運用などのために、大蔵省の行政事務は激増する一方、職員に応召者も出て事務の負担は加重した。しかし、戦争中は行

政費節約の趣旨から、できるかぎり機構、人員の拡張が回避された。

そのなかで、樟脳、塩、と矢つぎばやに創始された専売事業の調査、準備のために、明治38年1月、主税局に専売事業課、専売技術課が増設され、臨時に定員が拡張された。これらについては第4節で述べる。なお、両課は、40年10月新設の専売局に事務を移管し廃止された。

また、38年3月、「担保付社債信託法」が制定され、新たに担保付社債信託業務の監督を大蔵省で所掌することになり（明治38年3月勅令第50号）、理財局銀行課で分掌することになった。

日露戦争が終結すると、戦争中に累積した国債の整理が政策の重点にあげられた。そこで大蔵省は、大臣を委員長にし、次官及び主計、理財の各局長に日銀総裁を加えた委員で組織する臨時国債整理委員会を設置し（明治38年11月勅令第239号）、同時に臨時国債整理局を特設して（勅令第236号）、11月から発足させた。

臨時国債整理局は、局長は次官の兼任とし、理財局国債課の事務を移管し、人員を増強して国債整理の実をあげることとなった。第一課は国債の募集、償還、国債整理基金の運用、借入金などの事務を主として所管し、第二課は国債制度の調査のほか、第一課の主管事項外の事務を分掌した。

これに伴って、理財局の分課に編成替えが行なわれた。庶務課が新設され、もと国庫課で分掌した預金部資金関係事務と、国債課で分掌した地方債、地方財務の監督事務を所掌し、理財局は国庫、銀行、庶務の3課となった。

明治42年、「家禄賞典禄処分法」（明治42年4月法律第21号）が制定され、家禄賞典禄処分の再審査が開始されることになり、その事務は、便宜上臨時国債整理局で分掌することになって、国債整理局に専任の職員を配属し、秩禄課を新設した。

その後、臨時的に設置された臨時国債整理局の所掌事務は、恒常的な性格をもっていること、44年の条約改正を目ざし関税関係の事務が多忙化してきたこと、などの理由で、42年11月、大蔵本省機構に国債局、関税局の2局を増設し

た（明治42年10月勅令第242号）。

この機構改革によって、官房、主計局を除く各局の分課の新設、再配分が行なわれた。

主税局は、関税課を新設の関税局に移管し、内国税課を直税課、間税課に分課して、経理課とともに3課となり、非常特別税が恒久税となり、税務行政が繁忙化した事態に照応させた。

新設の関税局は、税関課、技術課の2課とし、税関課は関税、噸税の賦課徴収、外国貿易の監督等を受け持ち、技術課は関税率の調査などを分掌した。

理財局の分課は、従前と同じ国庫、銀行、庶務の3課であったが、管掌事務の一部を移動し、庶務課は、地方債及び年金、恩給関係事務を国債局調査課に移管し、新たに国庫課で所掌していた金庫の監督、国庫金の出納管理事務を管掌することになった。

国債局は、整理課、調査課、臨時秩禄課の3課とし、旧臨時国債整理局の第一課、第二課、秩禄課の事務をそれぞれ継承したが、調査課は、それに理財局庶務課からの移管事務を加えた。

こうして大蔵本省は、日露戦前の1房3局12課から、42年11月に1房5局17課に拡充された。

この間、数次にわたって、機構の拡充に見合う定員の増加が行なわれた結果、42年11月の増局の際、行政整理による減員が行なわれたにもかかわらず、日露戦前の高等官17人、その他192人、計209人から、高等官26人、その他220人、計246人（臨時定員を含む）と、約13%の増員となった。

#### 4 本省機構の整理統合

明治45年、第2次西園寺内閣は、政・財界の期待をになって行政整理の調査を行なったが、この調査結果に基づく行政機構改革は、大正2年6月、山本内閣の手で行なわれた。続く大隈内閣は、翌3年11月、さらに人員の削減を行なった。

大正2年6月の機構改革は、大蔵省の内外局全般にわたる大整理で、定員の削減のみならず、機構の統廃合が行なわれ、本省機構は1房5局17課から再び1房3局12課へと縮小され、42年に設置された国債局、関税局の2局は再び本省中の1課となり、また、税関、専売関係の営繕工事を担当していた臨時建築部は廃止され、官房の1課に編入された（大正2年6月勅令第153号）。このとき統廃合によって再編された本省の機構は、次のとおりである。

大臣官房は、秘書課、銀行課、会計課、臨時建築課の4課となり、秘書課は旧大臣官房の秘書課及び文書課の事務をあわせて所掌し、銀行課は旧理財局銀行課がそのまま官房に移管され、会計課は旧会計課及び営繕課の事務をあわせて所掌し、臨時建築課は、大蔵省の外局として設置されていた臨時建築部に所属していた臨時職員の定員などを大幅に削減して、その事務を継承した。

主税局は、国税課、関税課、経理課の3課となり、国税課は直税課、間税課の2課を統合してその事務を所掌し、関税課は関税局の税関課、技術課を統合して1課となった。

理財局は、国庫課、国債課、臨時秩禄課の3課となり、銀行課を官房に移管し、庶務課を廃止して、庶務課の所掌事務のうち、預金部資金、金庫及び国庫の出納管理などの事務は国庫課に、地方債、罹災救助基金などの事務は国債課に移管された。国債課は、旧国債局の整理課、調査課の2課の事務とあわせて前記庶務課の事務を所掌し、臨時秩禄課は国債局から理財局にそのまま移管された。なお、主計局の分課及び所掌事務には変更がなかった。

この機構縮小と同時に定員も削減され、従前の大蔵本省及び臨時建築部の定員（臨時職員の定員を含む）に対し、局長2人、書記官1人、技師10人、属64人、技手41人の定員を削減した。なお、翌3年10月、11月にこれに引き続いて行政整理が行なわれ、さらに参事官1人及び属6人の定員が削減された。その結果、明治末期には、大蔵本省と臨時建築部の定員を加えると、高等官56人、その他403人、計459人であったが、第1次大戦開始期の大蔵本省は、高等官41人、その他291人、計332人となった（臨時定員を含む）。

## 5 海外駐劄財務官制度の創始

日露戦中、戦後、日本政府を代表して欧米で外債募集交渉にあたる使節として、高橋是清日銀副総裁が任命され、この間、明治38年2月、39年8月と両度の海外渡航に際し、政府から日本帝国政府財政特派委員に任命された。

そして、39年8月の渡航に際し、大蔵省高等官をも派遣することになり、神野勝之助秘書官が渡欧したが、その際、大蔵省または臨時国債整理局の高等官1人を欧米に駐在させるときは、臨時にその官を増設するものとした（明治39年8月勅令第235号）。

その後40年4月、若槻禮次郎次官が現職の次官のままで、高橋日銀副総裁に代わって財政特派委員に任命され、神野書記官に代わって森賢吾秘書官が交替したが、翌41年7月、水町袈裟六次官が若槻次官と交替して財政特派委員となった。

明治42年10月、この体制を追認するため、大蔵省高等官2人を欧米に駐在させるときは、臨時にその官を増設するものとし（勅令第268号）、翌43年5月、さらに「海外駐劄財務官臨時設置制」（勅令第236号）として、この体制を制度化した。

これによれば、海外における帝国の財務に関する事項を処理するため、イギリスまたはフランスに海外駐劄財務官1人、書記官1人を置くことになった。同年6月、水町、森は初代の財務官及び書記官に任命された。この制度は、人員構成に変化はあったが、第2次大戦時まで継続した。なお、大正3年の整理で、書記官を廃して属とし、4年4月から施行された。

## 第2節 税務行政機構の確立

### 1 税務管理局及び税務署の創設

明治29年、日清戦後の大増税が行なわれ、同時に国税、地方税にわたる税制整備が行なわれると、従来府県の管轄下にあった国税徴収機関を、大蔵省の管轄下に統一的に掌握するための画期的な改革が行なわれた（第1章第4節5参照）。すなわち「税務管理局官制」（明治29年10月勅令第337号）の制定及び施行（明治29年11月1日）である。

このとき、大蔵省の直轄のもとに、全国23カ所に税務管理局が新設され、その下部機関として、全国520カ所に税務署が設置された。税務管理局は、従来各府県庁の一部局であった収税部で取り扱っていた国税徴収事務を引き継ぎ、大蔵省主税局の管理下に、内国税関係事務を全国的に統一して施行することになった。また税務署は、各府県収税部の管轄下にあった収税署の人員及び事務を引き継ぎ、税務管理局のもとで内国税の徴収にあたった。なお、「国税徴収法」に基づいて、徴収補助機関として市町村が地租及び勅令指定の国税の徴収にあたることは、従前と変わらなかった。

明治31年8月、税務管理局は2局増設された（勅令第185号）。税務管理局、税務署の定員は、29年設置当初、高等官は局長を含め146人、その他5,200人であった。その後、31年8月、11月と整理減員され、125人、4,000人となったが、32年税制改正で、法人所得税の創設等新税の創設に対処し、また酒税の徴収体制を強化するため、税務属及び技手の定員を増加し、34年5月にも増員を行なって、高等官125人、その他6,787人となった。

### 2 税務監督局の創設と徴税機関の拡充及び整理

明治35年11月、税務管理局は税務監督局に改組され、同時に税務署に独立の

官制が制定された（明治35年11月勅令第241,242号）。税務監督局は大蔵省主税局の管轄下に、内国税に関する事務を監督し、税務署は税務監督局長の指揮監督のもとに、内国税の徴収事務を執行することになった。この改組によって、従前の税務管理局が、税務署とともに直接に徴税を執行する機関としての性格をもっていたのを改めて、徴税行政の監督機関と執行機関が区別された。税務監督局は徴税の事前監督、視察、検閲を担当し、徴税の公正と脱税の予防体制を強化し、税務署の徴税処分を簡捷化した。また、この機構改革により徴税機構の整理簡素化が行なわれ、従前、税務管理局は25カ所に設置されていたが、税務監督局は、全国18カ所となり、税務署は513カ所となった。その定員も、監督局は局長以下高等官が77人、その他500人となり、税務署は高等官75人、その他4,714人となって、税務官吏の定員は約1,500人減少した。

なお、税務監督局には、直税部、間税部、経理部、鑑定部の4部が、税務署には直税課、間税課、庶務課の3課及び必要により鑑定課が設置された。

その後、徴税機関については、36年の行政整理の実施が遅れたまま、日露戦争の非常特別税の創設によって、徴税行政及び専売事業の準備調査事務などが繁忙化することになったので、37年4月、相互の関係を相殺し、また戦時中の行政費節約の線に沿って、税務署を統廃合して、結局20署を減じた。税務監督局の定員中、高等官を2人減員し、その他を増減して、差引4人を増員し、税務署の定員中、税務属及び技手をあわせて156人減員した。しかし、38年、第2次非常特別税による大増税が実施されると、税務職員を増強する必要を生じ、監督局では高等官3人（技師）、税務属及び技手合わせて55人、税務署では同じく1,005人の定員を増加した。

日露戦後、戦時中の大増税は実質上恒久税化し、税務行政が複雑化して、その公正な執行が望まれるようになると、税務職員の増員が必要となり、40、41年の2回定員が改正されて、41年4月には、監督局は局長以下高等官85人、その他789人となり、税務署は高等官125人、その他7,504人となった。

その後、桂内閣の手で行政整理が行なわれ、徴税機構も縮小された。18税務

監督局は13局に統廃合され、税務署数も493署が400署に整理され、42年11月5日から施行された。また42年中2度の定員削減で、監督局は高等官5人、その他17人を減少し、税務署は高等官を25人増員して150人となったが、その他を1,414人減少した。

続いて大正2年6月、山本内閣のもとに再度行政機構の整理が実施された。税務監督局は再び5局を削減して8局となり、税務署は12署を減じて388署となった。同時に定員も削減され、監督局は高等官を38人、その他を105人減少し、税務署は属及び技手436人を減少した。さらに翌大正3年11月、大隈内閣が引き続き行政整理を行なって、監督局の属及び技手45人、税務署の属及び技手146人を減少した結果、税務監督局の定員は局長以下507人、税務署は署長たる司税官以下5,658人となった。

### 3 醸造試験所の設立

明治34年7月、農商務省、大蔵省両省の合議によって、酒類の醸造技術に関する研究機関の設置について調査するため、日本酒醸造改良実験及び講習所設置調査委員を任命し、その調査報告に基づいて、35年度から2カ年の継続事業として醸造試験所を新設し、これを農商務省所管とすることにした。しかし日清戦後、酒税が増徴されて国の最大の税源となっており、醸造試験所の研究と指導によって酒類の醸造技術の向上を図ることは、税源の涵養に直結し税務行政に密接に関連するので、36年10月、閣議決定によりその主管を大蔵省に移すこととした。

明治37年3月設立の準備がほぼ完了し、5月、「醸造試験所官制」が公布された（勅令第163号）。醸造試験所は大蔵大臣管轄下に、酒類醸造の試験及び講習に関する事務を行なうことになった。

試験所長は主税局長が兼任し、事務官1人、技師3人、書記及び技手9人の定員で発足し、事業課、庶務課の2課が設置された。その後43年に技手1人を増員したが、大正2年6月の行政整理で書記3人、技手5人に減員された。

### 4 臨時沖縄県土地整理事務局

日清戦後、沖縄県の土地制度を内地と一体化し、地租法を沖縄県にも施行できる体制を整えるため、土地整理事業を実施する機関として、明治31年7月、大蔵大臣の管轄下に臨時沖縄県土地整理事務局を沖縄県庁内に設置した。

長官は沖縄県知事、次長は那覇税務管理局長が兼任し、専任の事務官2人、書記36人、技手50人の職員を置いた。32年2月、次長を廃止し、那覇税務管理局長を兼任の事務官とし、専任の事務官を1人とした。36年10月、土地整理事業が完成したので、37年3月末日限りで同局は廃止された（明治36年12月勅令第221号）。

### 第3節 関税徴収機関の整備拡充

#### 1 改正条約施行に伴う税関の機構整備

税関は、旧幕時代の開港場に設置された運上所を引き継ぎ、明治4年、大蔵省の所管となり、地方庁に委嘱していた実務を大蔵省の直営に移管して、明治初年以來、大蔵省の直轄下に船舶の出入港手続及び関税の徴収にあたってきた。

明治19年の内閣制度創設を期に、「税関官制」が制定され、制度の整備が行なわれ、その後、貿易量の増大とともに、事務分掌を明らかにし、機構の充実が図られた。そして、改正条約実施直前の32年4月、「税関官制」の全面改正と機構の整備が行なわれ、関税自主権の回復にみあった関税行政の執行体制が作られた。

すなわち、税関の所掌事務は、関税及び税関諸収入、船舶・貨物の取締、保税倉庫その他倉庫の監督取締のほか、新たに噸税収入、「関税法」「噸税法」の犯則者処分、関税通路取締を加え、さらに輸出品に関する内国税の下戻し、交付金などの事務をも分掌することが明記された。また、税関の所掌する関税警察の権限は、従来沿岸に限られていたが、沿海の陸地内にも及ぶことになり、違犯及び密貿易の取締体制を強化した。

税関は明治初年以來、開港場6港、すなわち横浜・神戸・大阪・長崎・新潟・函館の6カ所に所在した。32年の改正によって、各税関には、税関長官房、監視部、監査課、検査課、鑑定課、徴収課、貨物課、庶務課が設置された。また、各税関の下部機関として設置された税関支署、監視署もこのとき整備された。

税関支署は、30年6月以前は税関出張所と称し、特別貿易港などの要所に設置され、各税関に分属していた。32年の改正条約実施により、旧6開港場以外

の港においても、自由に外国貿易の船舶の出入が認められるようになったので、32年4月、新たに勅令で21の開港を指定し、開港指定の各港に税関支署を設置して、関税徴収及び出入船舶の管理などの事務を行なった。



明治時代の神戸税関庁舎

なお、32年7月の改正条約の実施時には、開港1港が追加され、支署が設置され、順次増設された。

また、関税の取締のために最初横浜税関派出所が東京築地に設置されたが、30年6月、派出所を監視署と改称し、同年8月、7署を増置して8監視署を置いていた。32年4月の官制で、監視署は税関長の指揮を受け、関税警察及び犯則処分に関する事務を所掌するものと規定され、40カ所に監視署を増設し、密貿易などの取締体制を強化した。監視署はのち全国に増置された。

この体制に見合って、関税官吏もまた大幅に増強された。26年11月には、税関長以下高等官8人、判任官以下の定員480人、32年改正直前には、高等官15人、その他719人であった税関の定員は、32年4月の官制改正によって、税関長以下高等官30人、その他1,222人と増員されて、6税関及び税関支署、監視署に分属した。

#### 2 税関機構の拡充及び整理

明治以來、全国6カ所に設置されていた税関は、明治35年10月、新潟税関を廃止して新潟税関支署とし、5税関となり、42年10月、大陸貿易の増加などに見合って門司税関を新設し、また6税関となった。

税関の所掌事務は、砂糖消費税、骨牌税、石油消費税、織物消費税の新税創始に伴って、税関または保税倉庫から引き取られるこれらの物品に対する課税事務が加えられ、また43年8月、朝鮮から移入する物品に移入税を課すことに



なったが、44年6月、新条約の発効を前に「関税法」が改正されたとき、「税関官制」が改正され（明治44年6月勅令第183号）、新たに保税地域に関することが所掌事務に加えられ、管掌事務についての規定を実態に合わせて整備した。

税関支署は、32年7月の改正条約実施期に22署であったが、日露戦争直前に25署となり、その後しだいに増置され、第1次大戦直前には31署となった。また、貨物輸出入に便宜を与えるため、必要に応じて税関出張所、税関支署出張所が設置されていたが、44年6月、これを官制上に規定し、5税関出張所、1税関支署出張所を設置することを公示し、さらに大正3年1月から2税関出張所、2税関支署出張所を増置した。

関税警察を担当する監視署は、32年4月40カ所に設置されていたが、その後増置して、日露戦直前は46署となり、第1次大戦直前には50署となった。

この間、貿易の拡大、機構の拡充に見合って関税担当の職員は増員される一方、35年、36年、42年、大正2年、3年の行政整理に際して、定員を削減した。32年以降、税関の定員は、33年、34年と増員され、特に関税警察にあたる監視、監吏の人数を増強したが、35年、36年の二度にわたる行政整理によって、日露戦前には税関長以下高等官26人、判任官以下1,109人と、32年の定員数に比べ117人を減員した。

しかし、非常特別税の新設、39年の改正「関税定率法」の施行などのため、関税事務が激増したので、再び定員を逐次増加し、42年3月には高等官25人、判任官以下1,592人と増加したが、42年10月の行政整理で税関長以下高等官25人、判任官以下1,343人と、約250人の定員を減じた。その後、事務量の増加、機構の拡充などのため、毎年増員が行なわれ、明治末には、判任官以下1,530人となったが、大正2年6月の行政整理で高等官を含め約80人の定員を減少し、さらに大正3年11月に行政整理が行なわれた結果、第1次大戦開戦直後の税関の定員は、税関長以下高等官19人、判任官以下1,353人、計1,372人に減員された。

## 第4節 専売機関の創設、整備

### 1 葉煙草専売所、専売局の創設

29年3月、「葉煙草専売法」が制定され、大蔵省で葉たばこ専売事業を管掌することになった。このため、29年4月、主税局に調査課を設置し、葉たばこ専売創設の準備に着手し、翌30年4月、調査課を葉煙草専売課に改めた。また、専売事業の取扱機関として「葉煙草専売所官制」を制定して（明治30年4月勅令第121号）、7月、所長の任命を行ない、開庁準備ののち、31年1月の専売法施行と同時に、全国61カ所の葉煙草専売所を開設し、所長として高等官32人及び判任官29人を配置し、ほかに1,940人の定員を置いた。

明治31年11月、葉たばこ専売機関は改組され、主税局の葉煙草専売課を廃止して、大蔵省構内に専売局を特設して（明治31年10月勅令第274号）、大蔵大臣の管理下に葉たばこ専売事務を主管させ、業務、資金、鑑定、庶務の4課を置いて、その事務を分掌させた。その後32年5月、作業課を増置し、翌33年3月には事業、鑑定、経理、監督、作業、庶務の6部とし、さらに35年11月に秘書課のほか、事業、技術、経理の3部とする機構改革を行なった。

葉たばこの収納・売渡の施行機関は、32年4月の「専売局官制」の改正（勅令第170号）によって、従来の葉煙草専売所が廃止され、専売局の下部機関として、全国56カ所に専売支局が設置された。また、必要の地に専売支局出張所を設置できることになって、136カ所に出張所を設置した。この専売支局は、33年3月に43カ所、35年10月に20カ所に統合整理され、専売支局出張所は、160カ所となった。

専売局の定員は、31年11月当初、局長以下高等官4人、その他28人とした。このとき葉煙草専売所の定員を減少して、高等官31人、その他1,449人とし、専売官吏の総数は1,500人余となった。32年4月、葉煙草専売所を廃止し、専

売支局を専売局の下部機構として確立するにあたって、専売局の定員を、局長以下高等官38人、その他1,673人と、約1,700人に増強したが、35年10月、支局の統廃合を行なって、局長以下高等官43人、その他1,482人と、再び1,500人余に整理した。

## 2 臨時煙草製造準備局、煙草専売局の設置

明治37年3月、「煙草専売法」が制定され、葉たばこ専売を一步進めて、たばこの製造専売を同年7月1日から開始することになった。

そこで、たばこ製造専売の実施準備を行なう部局として、37年4月、臨時煙草製造準備局が設置され（勅令第113号）、民業の処分、製造作業の準備、工場の建設、職工の雇用などの製造専売の創業事務にあたることになった。局長は大蔵次官が兼任し、作業部、建築部の2部が設置された。また、その下部機関として、同局出張所が、全国20カ所の専売支局の構内に設置された。この臨時煙草製造準備局には専任の高等官13人、判任官70人の定員が配置された。

臨時煙草製造準備局は、38年1月、塩専売の準備のための建築事務も合わせて管掌したが、設置後1年で建築事務を残しほとんど事務を完了したので、作業部所管事項は煙草専売局に、建築部所管事務は大蔵省建築部に移管し、38年9月末日限りで廃止された。

たばこの収納、製造、販売、取締などの本来の専売事業の実施機関には、製造専売実施前の37年6月、煙草専売局が設置され（明治37年5月勅令第152号）、専売局は廃止された。煙草専売局は、第一部から第四部までの4部で事務を分掌し、下部機関として、従来の専売支局を葉煙草収納所とし、20カ所に収納所を設置し、さらに全国131カ所に出張所を設置して、収納所に分属させた。このほか、煙草専売局の下部機関として、製造工場を所管したが、最初5製造所及び1分工場が設置され、のち、同年11月、37製造所、56分工場に増設された。また、製造たばこの売渡事務を所掌する機関として煙草蔵置所11カ所を設置して、これをも所管した。

その後、煙草専売局の事務分掌は39年11月、事業部、製造部、経理部の3部となり、ほかに秘書係が設置された。また、下部機関の名称変更及び統廃合も行なわれた。まず38年2月、葉煙草収納所出張所中31カ所を廃止し、同年4月煙草蔵置場を廃して、煙草専売局直属の煙草販売所14カ所を設置した。39年11月には、下部機構の整理が行なわれ、葉煙草収納所を煙草収納所と改称し、15煙草収納所及び135収納所出張所、27煙草製造所及び66分工場、14煙草販売所となった。

この煙草専売局の定員は、下部機関も含め、37年6月設置当時は局長以下高等官55人、その他1,643人で発足したが、同年11月、刻みたばこの製造専売開始に備え、高等官152人、その他3,310人に増強し、39年11月、整理によって高等官144人、その他2,752人に減員された。

## 3 樟脳事務局、塩務局の設置

明治36年6月、「粗製樟脳、樟脳油専売法」が制定され、10月1日から樟脳専売が開始された。そこで、大蔵省は主税局で樟脳専売事務を統一管掌させることとし、地方機関として、全国5カ所に樟脳事務局を設置した（明治36年9月勅令第138号）。同局は事業、鑑定、庶務の3係でその事務を分掌したが、実際上官衙を特設したのは神戸・福岡の2局であった。神戸樟脳事務局においては、収納のほか、再製、調理、販売をも管掌し、台湾総督府専売局神戸支局との取引にあたった。また神戸樟脳事務局長は台湾専売局神戸支局長が兼任した。福岡を除く3局は税務監督局内に設置され、監督局長が事務局長を兼任した。なお、必要の地に樟脳事務局出張所98カ所が設置されたが、出張所長は税務署長の兼任とした。

樟脳事務局には高等官3人、その他63人の専任官吏を定員として配置した。その後、樟脳事務局出張所は改廃、増減され、40年1月までに総計66カ所が増置された。

明治38年1月、「塩専売法」が制定され、6月1日から実施されることにな

った。そこで、同年1月大蔵省主税局に専売事業課、専売技術課が設置され、塩専売の準備が行なわれた。庁舎、倉庫の建築は、既設の臨時煙草製造準備局で担当することになり、同月、建築部第二課に塩専売の建築事務を分掌させ、臨時煙草製造事務局の定員を29人増員し、3月さらに13人の増員を行なった。

一方、6月の実施期を前にし、38年3月主税局の管轄下に全国22カ所の塩務局が設置され、事業課、技術課、庶務課の3課で事務を分掌し、またその下部機関として167カ所の塩務局出張所が設置された。しかし、塩務局16カ所は税務監督局内に設置され、塩務局長は税務監督局長の兼任とした。また、塩務局出張所は、塩の生産地58カ所に特設し、残余は税務署内に設置して、所長は税務署長の兼任とした。なお塩務局の定員は、専任の局長以下高等官33人、その他1,115人を全国に配置したが、40年3月、32人を増員した。

#### 4 専売局による3専売事業の統一管掌

以上のように、大蔵省管轄下の3専売事業は、煙草専売局主管のもとにたばこ専売が、主税局主管のもとに塩務局と樟脳事務局が塩及び樟脳専売の実施にあっていたが、この3専売事業を統一して管掌する専売局が40年10月設置された（明治40年9月勅令第34号）。

この専売局は、従来の煙草専売局の庁舎を転用し、同局を拡充し、塩務局、樟脳事務局を吸収する形で設置され、主税局の専売事業課、専売技術課は廃止された。

専売局には、長官官房、収納部、販売部、製造部、経理部が置かれ、各部の下に課が設置された。その下部機関は、従前の煙草収納所及び塩務局を改称して22収納所を、従前の煙草製造所及び神戸樟脳事務局を改称して28製造所及び64分工場を、煙草販売所及び塩務局出張所を改称して19販売所を設置した。また収納部の管轄下に試験場が設置された。

なお、42年4月、収納所、販売所を廃止して21専売支局が設置され、その下に135出張所が設置された。43年3月、行政整理によって専売支局は19局とな

り、製造所も42、43年に統合整理され、23カ所に減じた。

続いて、大正2年6月の行政整理で、専売局機構の大縮減が実施された。専売局は4部制を2部制に改め、長官官房ほか事業部、製造部の2部とし、各課の事務を再配分して、課の管掌を定めた。また地方機関中、製造所を専売支局に吸収して27専売支局とした。

専売局の定員は、40年10月の設置当初、煙草専売局、塩務局、樟脳事務局の人員を引き継ぎ、その定員に10数人を補強して、専売局長以下高等官183人、その他3,983人の人員を擁したが、翌年3月、専売取締などの体制強化のため、高等官188人、その他4,458人に増員した。

しかし、地方機関の整理及び製塩地整理によって、43年以降毎年定員を削減し、明治末には高等官178人、その他3,491人となった。さらに大正2年6月の大整理で高等官43人、その他420人の定員削減を行ない、翌3年11月にも引き続き整理が実行されたため、高等官127人、その他3,011人と、設置当初に比し1,000人あまりの人員縮減が実現した。

## 第5節 造幣及び印刷機関

### 1 造幣局

造幣局は明治初年、大蔵省管轄下に、大阪に新設され、以来主として貨幣の鑄造にあたってきたが、明治26年11月以降、総務部、鑄造部、試金部の3部制とし、鑄造及び試金部には、作業及び試験のための工場が所属した。

造幣局は、大正初年まで分課に変更がなかった。職員の定員は、明治26年11月、局長以下高等官5人、その他41人であったが、35年、36年の行政整理でそれぞれ1人、2人を減じ、38年6月、韓国貨幣の製造のため臨時職員3人を増置し、明治43、大正2、3年の3回にわたる行政整理の結果、造幣局の定員は高等官5人、その他29人に縮小された。

### 2 印刷局の内閣移管

印刷局は造幣局とともに、大蔵省設置以来、本省の1局であったが、明治19年、大蔵省の外局となり、抄紙、印刷を分掌し、紙幣、公債証書などの印刷を行っていた。印刷局は、31年10月の機構改革で内閣に移管された（勅令第256号）。そして、昭和18年11月、再度大蔵省の所管となるまで内閣印刷局となった。

## 第6節 営繕機関その他

### 1 臨時税関工事事部、大蔵省臨時建築部

明治31年、政府は横浜税関の拡張計画を立て、第一着手に、32年度以降の継続事業として、横浜港内の浚渫及び倉庫敷の設置を行なうこととし、その工事施行機関として、32年5月、大蔵省の管轄下に臨時税関工事事部を設置した（勅令第207号）。部長は主税局長の兼任とし、職員は専任高等官6人、その他24人の定員を配置した。36年12月の行政整理に際し、神奈川県庁に所属し横浜港湾維持にあっていた職員を臨時税関工事事部に所属替えを行なった。このとき、大蔵省の管轄にはいった定員は、高等官1人、その他5人で、翌月、高等官1人を減員した。

その後、横浜税関第1期埋立工事は、38年12月に竣工し、39年以降はその第2期工事及び神戸税関の海陸運輸運搬工事に着手する予定となった。一方、38年10月、大蔵省臨時建築部が設置され、専売に関する建築工事を実施していたので、39年4月に臨時税関工事事部を廃止し、大蔵省臨時建築部に人員及び分掌事項を引き継いだ。

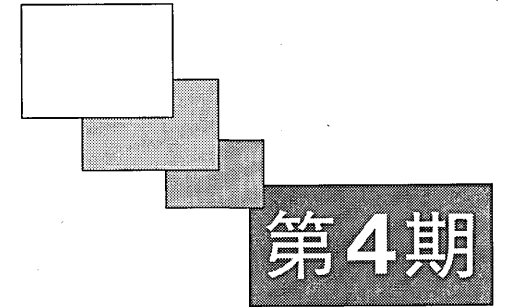
大蔵省臨時建築部は、煙草製造専売準備局が38年9月末日限りで廃止されることになったので、準備局所掌事務中、建築関係事務を継承して所掌する機関として、10月設置された。

臨時建築部は第一課、第二課に分れ、専任の高等官6人、その他70人の定員を配置したが、翌39年4月、前述の横浜税関拡張工事及び神戸税関設備工事を所掌することになって定員を増加し、高等官21人、その他135人とし、その後も東京衛生試験所、内閣庁舎などの新営工事を臨時に所管するため臨時職員を増置したが、明治43年3月、行政整理により高等官27人、その他183人となった。そして、大正2年6月、局課の廃合、人員整理のため、臨時建築部を廃止

し、大蔵省の内局として大臣官房の臨時建築課を設置し、その事務を継承させた。

## 2 広島鉱山

大蔵省は明治19年に、三池その他の鉱山を管轄下においたが、やがて民間に払い下げた。その後、明治26年10月、広島鉱山を大蔵省の付属機関としたが、31年10月、農商務省に移管した。



# 第1次大戦と戦後反動期の大蔵省

(大正3年～昭和4年)